

輸出注意事項15第50号
平成15・12・15貿局第1号
平成15年12月24日
貿易経済協力局

「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」の一部改正について

「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」（平成14年3月29日付け平成14・03・18貿局第1号・輸出注意事項14第17号）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

一中「第9条第1項第1号から第3号まで」の次に「又は5号から10号まで」を加える。